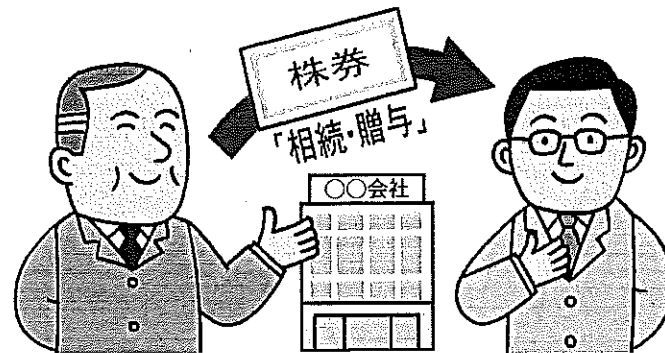


# 相続税・贈与税に関する 事業承継税制の概要



関東信越国税局  
課税第一部 資産課税課

# 1 相続税・贈与税のあらまし

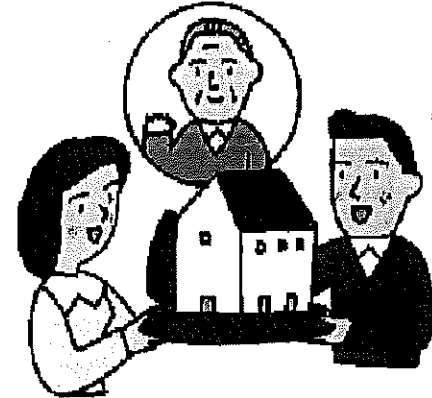


## 相続税とは

個人が亡くなられた人（被相続人）から  
相続などによって財産を取得した場合

その取得した財産に課される税金

# 相続税



## 相続税の申告が必要な場合とは

「正味の財産」の金額が  
「遺産に係る基礎控除額」を超える場合

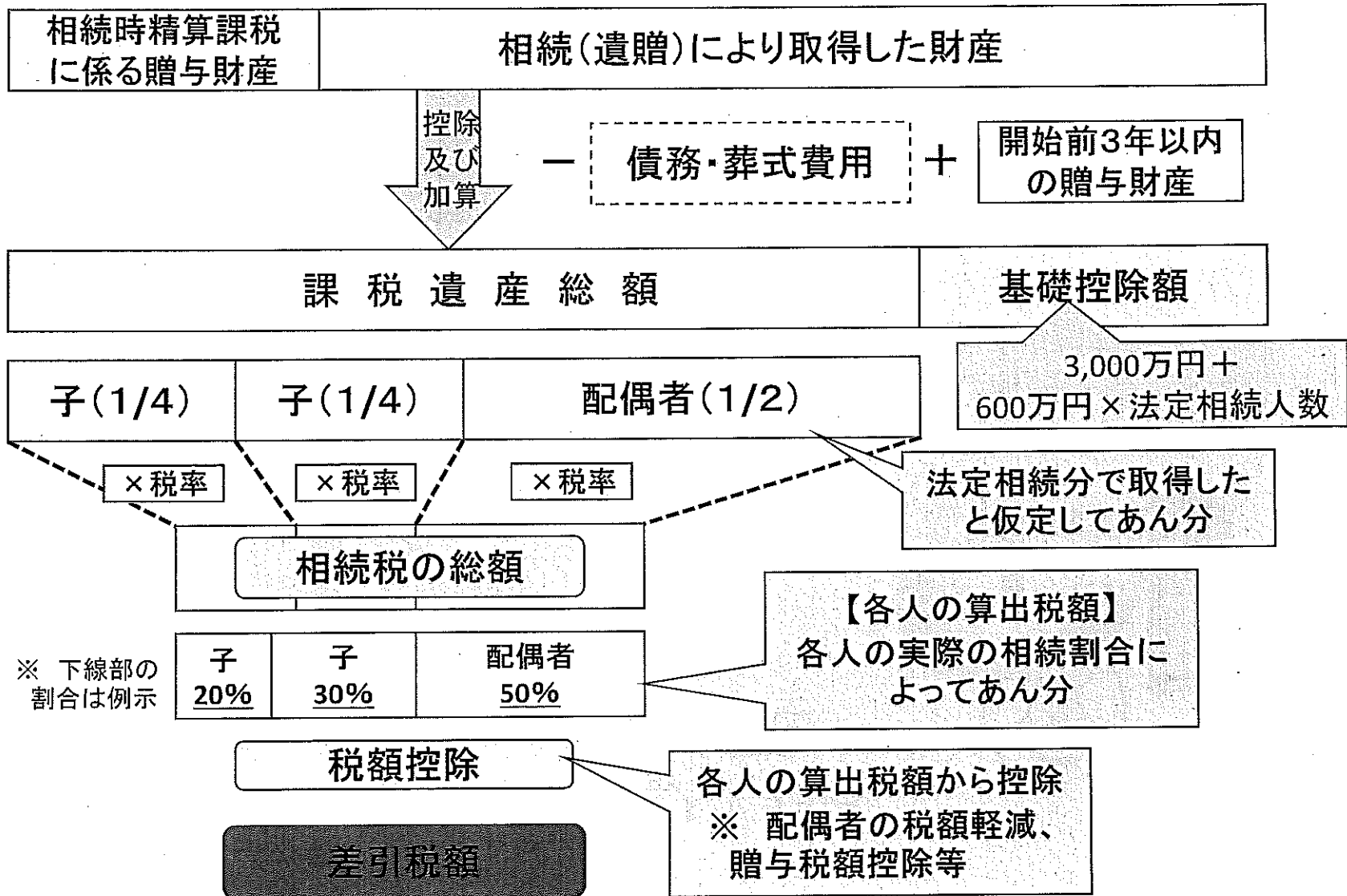
亡くなった日の翌日から10か月以内

申告（納税）が必要

「正味の財産」とは…  
被相続人の財産  
－（債務＋葬式費用）

「遺産に係る基礎控除額」  
とは…  
3,000万円  
＋  
600万円×法定相続人の数

# 相続税の計算



## 相続税の具体的な計算例①

○「相続財産」の価額が1億1,500万円、「債務・葬式費用」の合計額が1,500万円である場合

相続人は配偶者と子2人で、「相続財産」の取得及び「債務・葬式費用」の負担は次のとおりとします。

	妻	子	子
相続財産	9,500万円	1,000万円	1,000万円
債務・葬式費用	1,500万円	—	—
課税価格	8,000万円	1,000万円	1,000万円

### 【課税価格の合計額の計算】

$$8,000万円 + 1,000万円 + 1,000万円 = 1億円$$

### 【課税遺産総額の計算】

課税価格の合計額1億円から、遺産に係る基礎控除額4,800万円(3,000万円+(600万円×3人))を差し引いた金額、5,200万円が課税遺産総額となります。

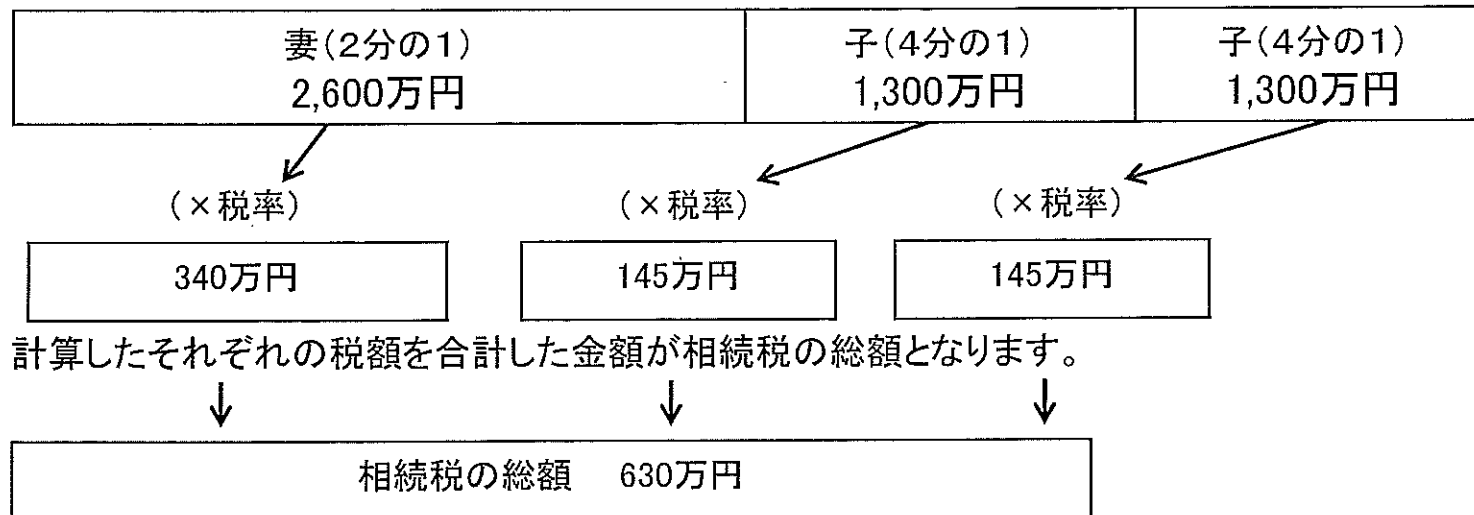
$$1億円 - 4,800万円 = 5,200万円$$

## 相続税の具体的な計算例②

### 【相続税の総額の計算】

まず、課税遺産総額5,200万円を法定相続分であん分します。

次に、あん分したそれぞれの金額に税率を乗じて税額を計算します。



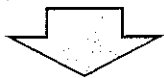
### 【各人の納付すべき相続税額の計算】

相続税の総額を課税価格の合計額に占める各人の課税価格の割合(実際の相続割合)であん分し、各種税額控除の額を差し引きます。

妻504万円 $630万円 \times 8,000万円 / 1億円$	子63万円 $630万円 \times 1,000万円 / 1億円$	子63万円 $630万円 \times 1,000万円 / 1億円$
配偶者の税額軽減	↓	
妻0円	子63万円	子63万円

## 贈与税とは

個人が、贈与者（個人）から財産を無償で取得した（利益を受けた）場合



その取得した財産（又は受けた利益）に課される税金



# 贈与税



## 贈与税の申告が必要な場合とは

- ① 「1月1日から12月31日までの1年間にもらった財産（利益）」の合計額が「贈与税の基礎控除額（110万円）」を超える場合
- ② 「相続時精算課税」を選択した贈与者から「財産をもらった（利益を受けた）」場合



財産をもらった年の翌年の2月1日から3月15日までの間



申告（納税）が必要

# 贈与税の課税方法

財産の贈与を受けた人（受贈者）は、次の場合に、財産の贈与をした人（贈与者）ごとに相続時精算課税を選択することができます。

相続時精算課税を選択できる場合（年齢は贈与の年の1月1日現在のもの）

- 贈与者 → 60歳以上の者（父母や祖父母など）
- 受贈者 → 20歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人及び孫

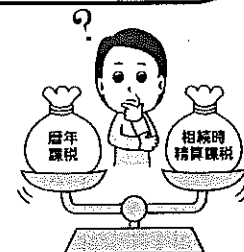
相続時精算課税を

選択する

選択しない

相続時精算課税

暦年課税



- ① 贈与財産の価額から控除する金額  
特別控除額 **2,500万円**  
※ 前年までに特別控除額を使用した場合は、既に使用した額を控除した残額となります。
- ② 税率  
特別控除額を超えた部分に対して **一律20%の税率**を適用して計算します。

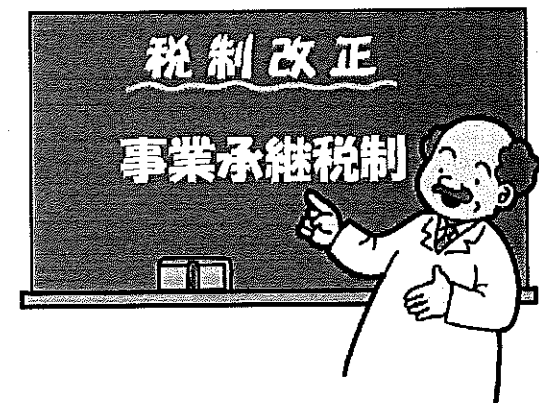
- ① 贈与財産の価額から控除する金額  
基礎控除額 **毎年110万円**
- ② 税率  
基礎控除後の課税価格に対して、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じ、「**一般税率**」又は「**特例税率**」（10～55%）を適用して計算します。

【贈与者が亡くなった場合】  
贈与者に係る相続税の課税価格に加算

【贈与者が亡くなった場合】  
原則として相続税の課税価格に加算する必要なし  
（相続開始前3年以内の贈与財産は加算対象）



## 2 事業承継税制のあらまし 及び平成30年度税制改正 による改正内容

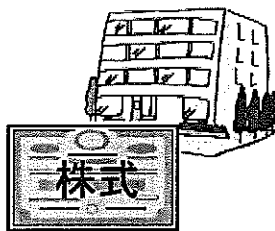
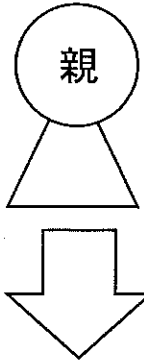


# 事業承継税制のあらまし

事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

## 【原則】

中小企業の  
経営者



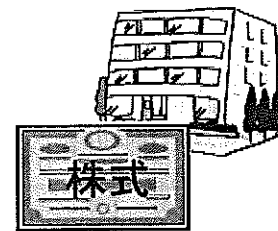
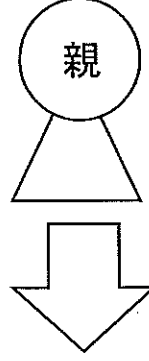
株式の生前  
贈与・相続

中小企業者  
である会社



## 【事業承継税制を適用】

中小企業の  
経営者



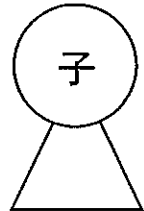
株式の生前  
贈与・相続

都道府県知事  
の認定など

中小企業者  
である会社

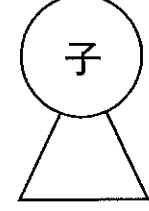
- 平成21年に、中小企業（非上場）の事業承継において、株式の贈与税・相続税を猶予する制度を創設。その後、平成25年度改正、29年度改正において、随時要件を緩和。

後継者



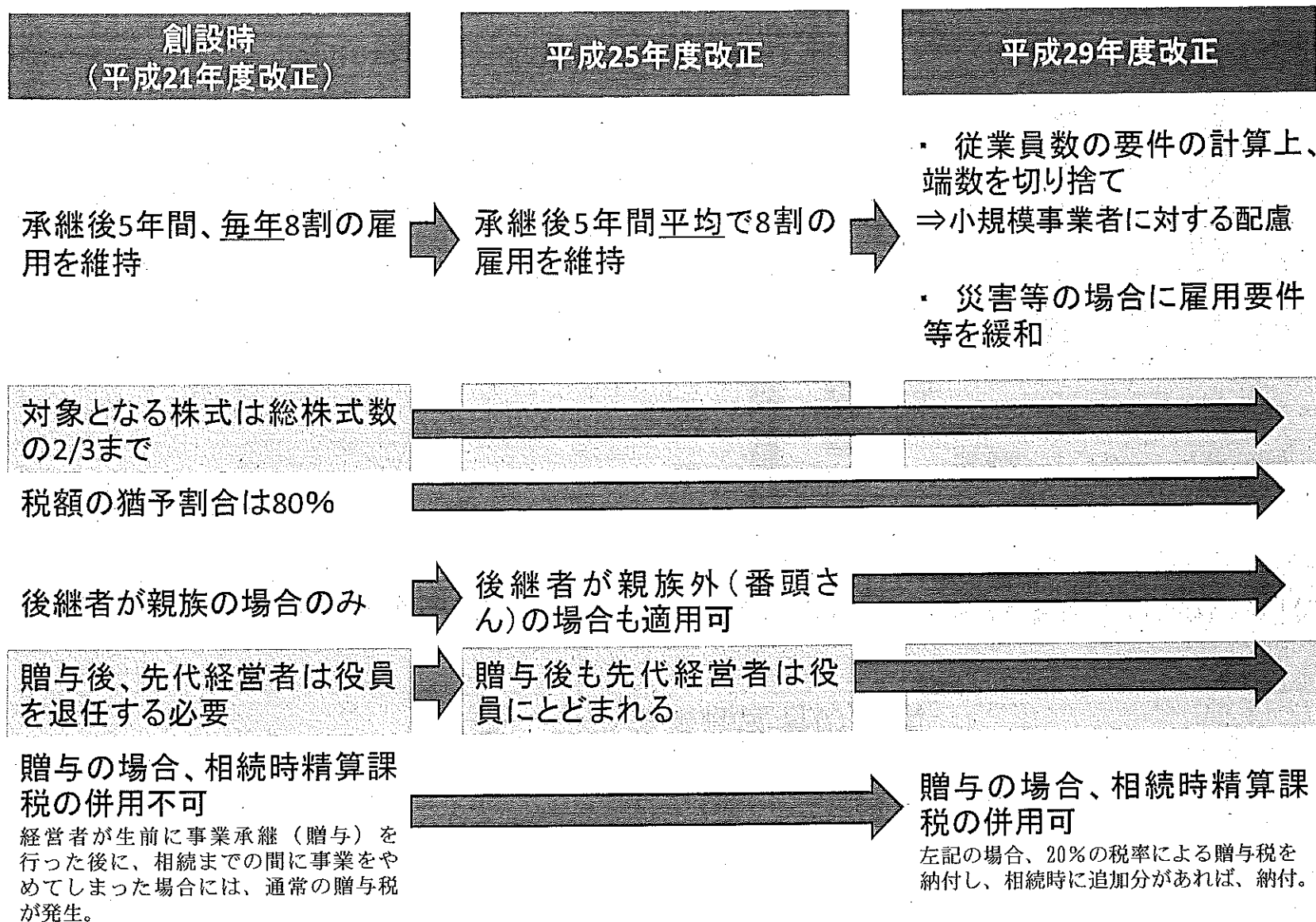
贈与税・相続  
税の納税が必要  
となる。

後継者



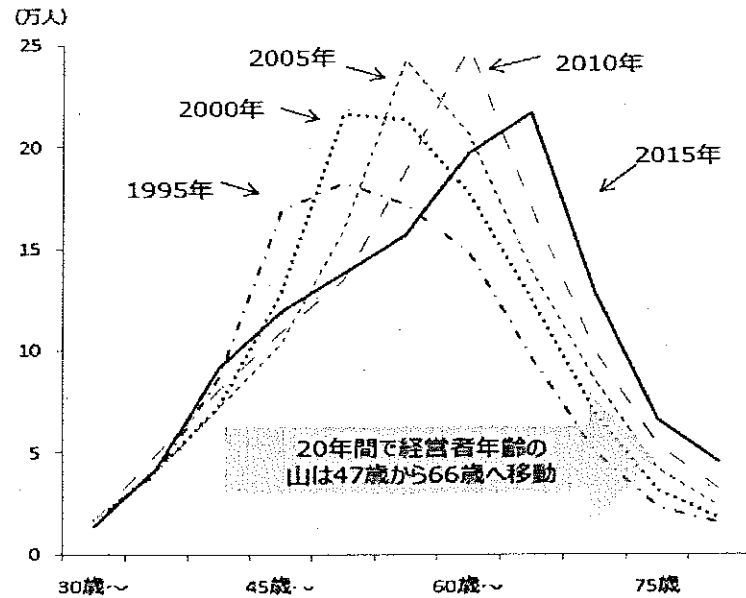
事業を続けている限り、  
会社の株式に対応  
する納税を猶予

(参考) 事業承継税制の改正の経緯



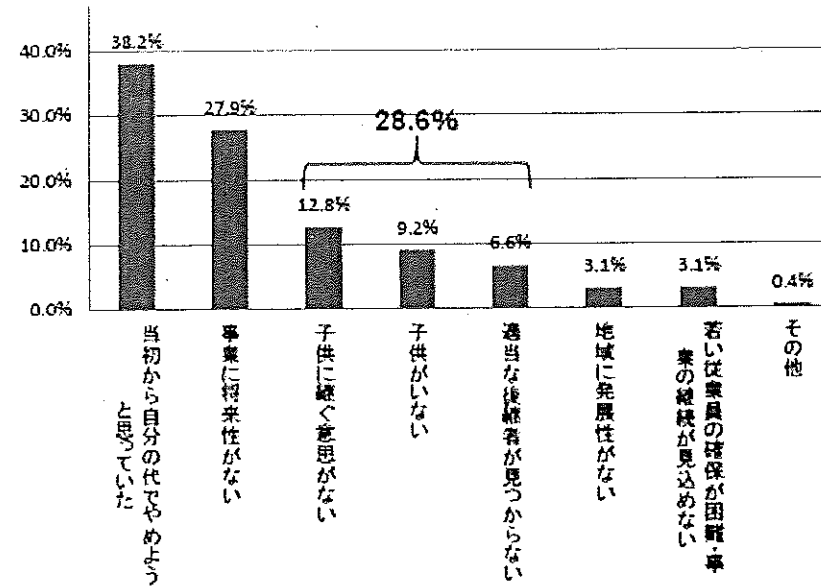
## (参考) 中小企業経営者の現状

### 中小企業の経営者の年齢分布



(出典)平成28年度 帝国データバンクの企業概要ファイルを中小企業庁にて再編加工

### 60歳以上の経営者のうち廃業を予定している者について、その理由

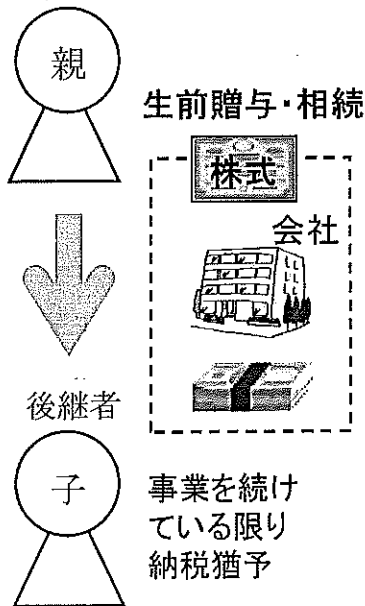


(出典)2016年4月 中小企業庁「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会」資料  
2016年2月日本政策金融公庫総合研究所  
「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」

# 事業承継税制に係る特例措置の創設 (平成30年度税制改正)

今後10年間(平成39年12月31日まで)の贈与・相続に対する特例として、代替わりを促進。

中小企業(非上場)  
の経営者



## 承継パターンの拡大

- ・ 複数人→1人への承継  
1人→最大3人への承継  
についても 事業承継税制  
対象とする
- ・ 親族外の後継者についても  
相続時精算課税の対象とする

## 入口の要件の抜本緩和

総株式の最大3分の2が対象  
猶予割合80%  
承継後5年間平均8割の  
雇用維持が必要

経営者が保有する  
全株式が対象

猶予割合100%

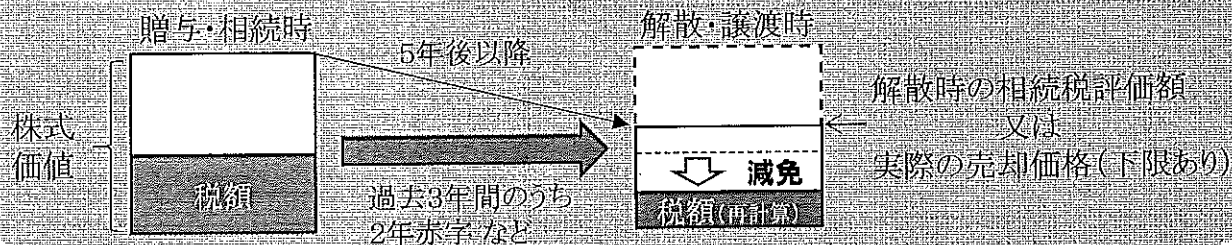
雇用要件は弾力化

5年後に平均8割を満たせ  
ず、かつ、経営悪化してい  
る場合などについて認定支  
援機関の指導助言

## 承継後の負担の抜本軽減

## 経営環境変化に対応した減免制度

会社を譲渡(M&Aなど)・解散した場合には、その時点の株  
式価値で税額を再計算して差額を減免。



## 必要な 手続等

5年以内の承継計画の届出 → 10年以内の贈与・相続が対象

- ・ 経営者が作成
- ・ 後継者指名や経営見通し等を策定
- ・ 認定経営革新等支援機関の指導助  
言を受ける必要有り

その後の猶予期間も含めて  
この特例が適用される

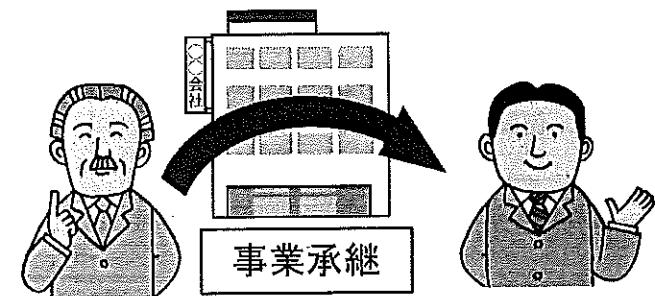
## 特例措置と一般措置の比較

	事業承継税制に係る特例措置 (措法70の7の5～70の7の8)	事業承継税制に係る一般措置 (措法70の7～70の7の4)
事前の計画策定	5年以内の特例承継計画の提出※1 (平成30年4月1日から平成35年3月31日まで)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続 (平成30年1月1日から平成39年12月31日まで)	なし
対象株数 (議決権数)	全株式	総株式の最大3分の2まで
猶予割合	100%	贈与: 100% 相続: 80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人の後継者	複数の株主から 1人の後継者
雇用確保要件	弾力化※2	5年平均8割維持
事業の継続が困難な 事由が生じた場合の免除	譲渡対価の額等に基づき再計算した猶予税額を納付し、 従前の猶予税額との差額を免除	なし (猶予税額を納付)
相続時精算課税の適用	60歳以上の贈与者から20歳以上の者 (措70の2の7)	60歳以上の贈与者から20歳以上の推定相続人・孫 (相21の9・措70の2の6)

※1 平成35年3月31日までの贈与・相続については、贈与・相続後に承継計画を提出することも可能。

※2 円滑化省令では、雇用確保ができなかった場合、その理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し、その確認を受けることとされている。なお、当該報告書及び確認書の写しは、継続届出書の添付書類とされている。

### 3 事業承継税制の手続・適用要件



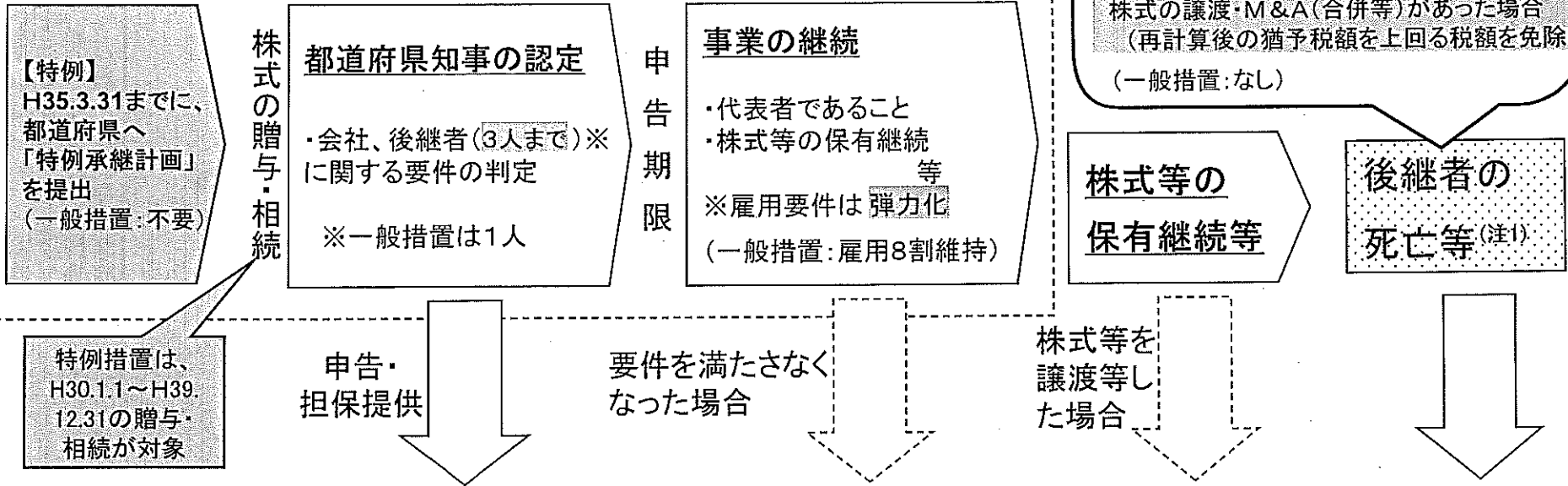
# 基本的な仕組み

## 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(円滑化法)に基づく関与

(注1) 猶予税額が免除される「死亡」以外の例

- 会社の倒産
- 後継者への事業承継税制を適用する贈与
- 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合  
(譲渡対価等を上回る税額を免除)
- 民事再生計画の認可決定等があった場合  
(再計算後の猶予税額等を上回る税額を免除)
- 経営環境が悪化した場合において、株式の譲渡・M&A(合併等)があった場合  
(再計算後の猶予税額を上回る税額を免除)  
(一般措置:なし)

5年間



**【特例】**  
H35.3.31までに、  
都道府県へ  
「特例承継計画」  
を提出  
(一般措置:不要)

株式の贈与・相続

**都道府県知事の認定**  
・会社、後継者(3人まで)※  
に関する要件の判定  
※一般措置は1人

申告期限

**事業の継続**  
・代表者であること  
・株式等の保有継続等  
※雇用要件は弾力化等  
(一般措置:雇用8割維持)

**株式等の  
保有継続等**

**後継者の  
死亡等(注1)**

特例措置は、  
H30.1.1~H39.  
12.31の贈与・  
相続が対象

申告・  
担保提供

要件を満たさな  
くなった場合

株式等を  
譲渡等し  
た場合

↓

発行済株式等の100% (相続税の一般措置は80%)  
(注2)  
に対応する納税を猶予  
(注2)発行済株式等の全て(一般措置:2/3まで)の株数が対象

全額納付(注3)

譲渡等した部分に対応  
する猶予税額を納付(注3)

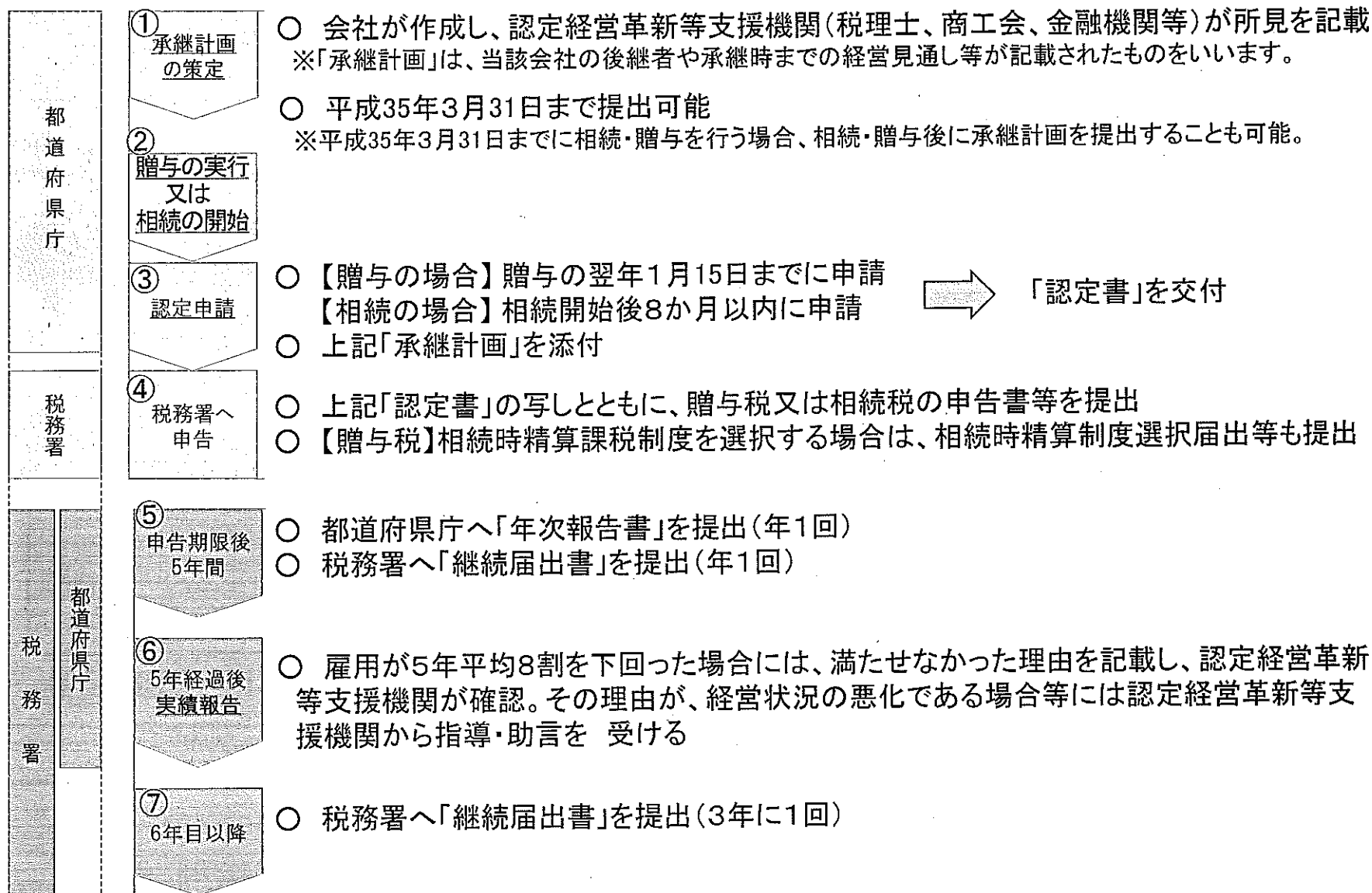
**猶予税額  
の免除**

(注3)猶予税額の納付に併せて利子税を納付。  
年3.6%[特例:0.7%※] ※特例基準割合1.6%の場合。

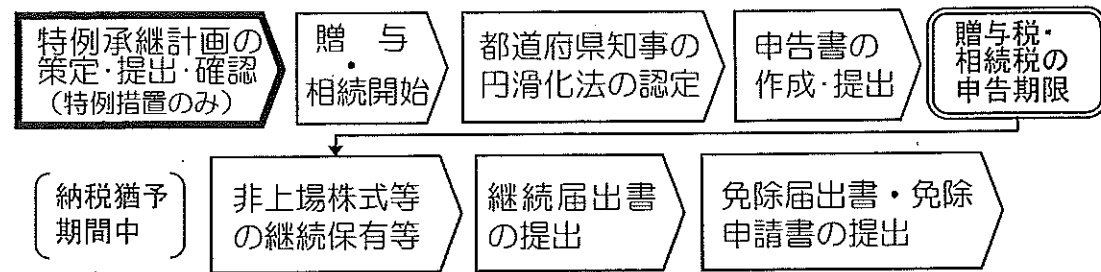


## 適用を受けるための手続（概要）

事業承継税制の適用を受けるための手続の概要は、次のとおりです（※中小企業庁ホームページより引用）。



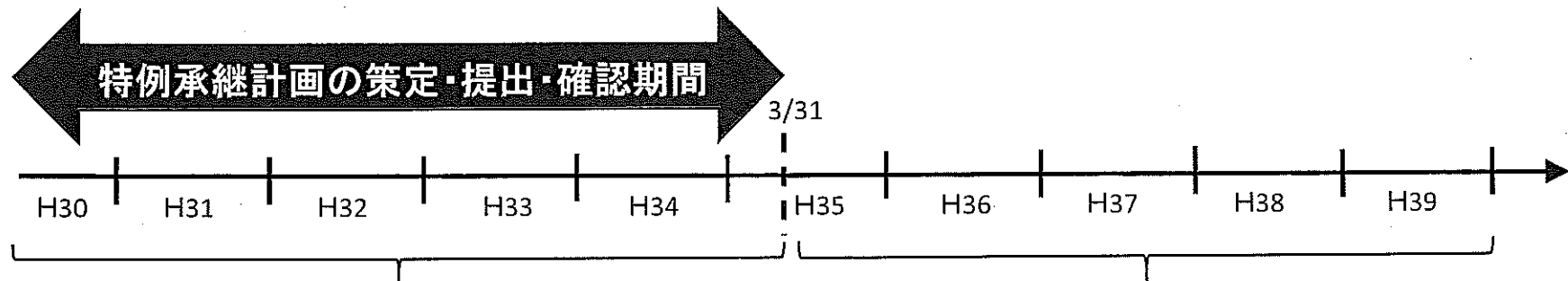
# 適用要件等①



## ◆ 特例承継計画について

特例措置の適用を受ける場合は、会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、平成35年（2023年）3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受けてください。

※ 平成35年（2023年）3月31日までの贈与・相続については、贈与・相続開始後に承継計画を提出することも可能です。



贈与・相続開始後の計画提出も可  
(ただし、円滑化法の認定申請時までには提出することを要する)

この期間中の贈与・相続開始分については、平成35年3月31日までに計画提出済であったことが必要

## (参考) 認定経営革新等支援機関の概要

1. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（現 中小企業等経営強化法）の一部改正により、本制度を措置（平成24年8月30日施行）
2. 本制度の趣旨
  - ①法律で規定する「経営革新等支援業務」（経営革新等や経営力向上に取り組む中小企業等の経営状況の分析や事業計画の策定に関する助言等）を適確に実施できる者を国が認定。
  - ②上記の業務は認定を受けていない支援機関も実施できるが、より信頼のできる支援機関を選択できるようにすることが本制度の目的。
3. 認定基準
  - ①税務、金融及び財務に関する専門的な知識を有していること。
  - ②法定業務（経営革新等支援業務）に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること。
  - ③業務を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。

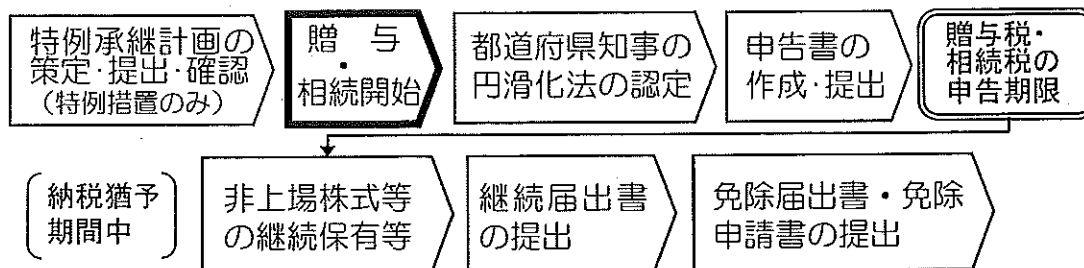
### ○関東信越国税局管内の認定状況（平成30年6月時点）

税理士	税理士 法人	公認 会計士	監査 法人	弁護士	弁護士 法人	商工会	商工 会議所	中小企 業団体 中央会	中小 企業 診断 士	民間コン サルティン グ会社	その他	金融 機関	合計
2,087	287	166	0	119	9	6	69	6	105	73	65	70	3,062

（全国） 29,188

※ 本認定数には、商工会単会や、金融機関等の支店等の数は含まれていないが、例えば、商工会は47都道府県商工会連合会を認定することで、全商工会を認定支援機関等としての体制に含めており、また、金融機関についても同様に、本店を認定することで、各支店を認定支援機関等としての体制に含めている。

## 適用要件等②



### ◆ 贈与・相続開始について

この制度の適用を受けるためには、一定の期間内に、先代経営者等である贈与者・被相続人から全部又は一定数以上の非上場株式等の贈与・相続を受ける必要があります。

#### <対象となる贈与・相続（特例措置）>

特例措置については、平成30年1月1日から平成39年（2027年）12月31日までの間の非上場株式等の贈与・相続等であることが要件となります（一般措置については、対象となる贈与・相続の時期についての定めはありません。）。

また、事業承継税制の適用を受けようとする者が、その会社の非上場株式等について既に事業承継税制の適用を受けている場合には、上記に加え、最初のその適用に係る贈与・相続等の日から特例経営（贈与）承継期間（※1、※2）の末日までの間に贈与税・相続税の申告期限が到来する非上場株式等の贈与・相続等であることが要件となります。

#### ※1 「特例経営贈与承継期間」

事業承継税制の適用に係る贈与税の申告期限の翌日以後5年を経過する日（後継者（受贈者）若しくは先代経営者等（贈与者）がその5年を経過する日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日）までの期間をいいます。

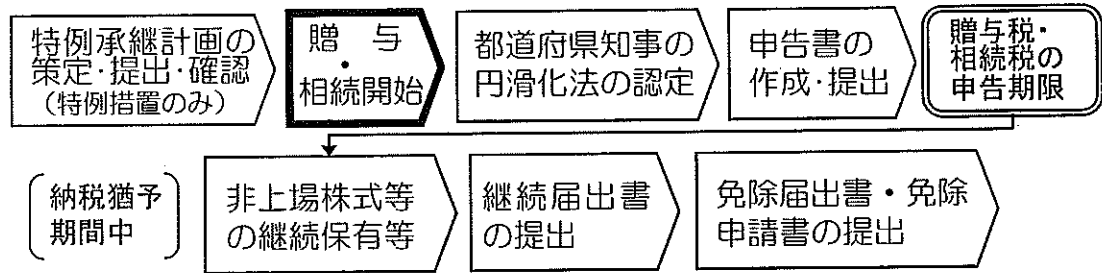
なお、後継者（受贈者）が既に相続税に関する事業承継税制の適用を受けている場合には、その相続税の申告期限の翌日以後5年を経過する日までの期間となります。

#### ※2 「特例経営承継期間」

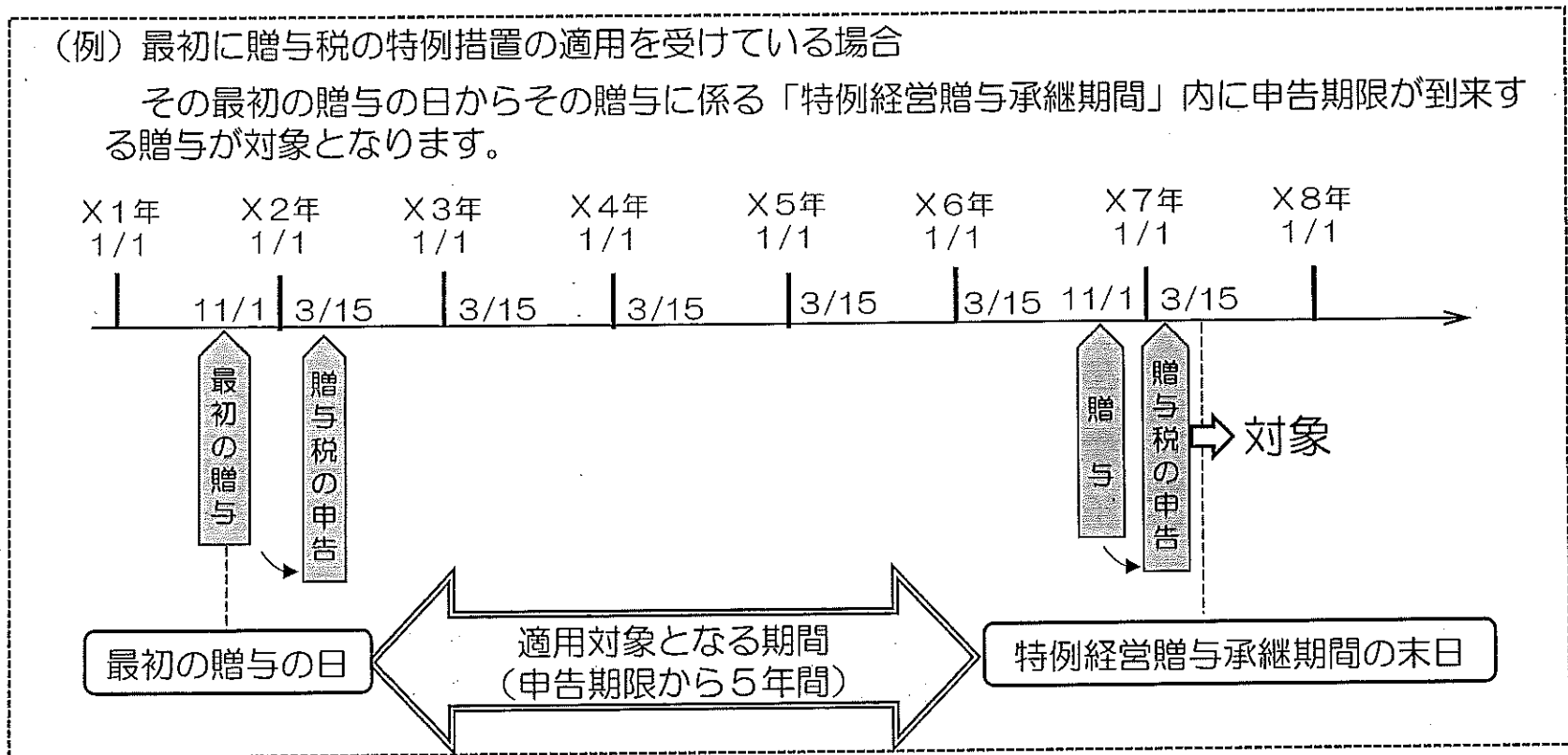
事業承継税制の適用に係る相続税の申告期限の翌日以後5年を経過する日（後継者（相続人）がその5年を経過する日までに死亡した場合には、その死亡の日の前日）までの期間をいいます。

なお、後継者（相続人）が既に贈与税に関する事業承継税制の適用を受けている場合には、その贈与税の申告期限の翌日以後5年を経過する日までの期間となります。

### 適用要件等③

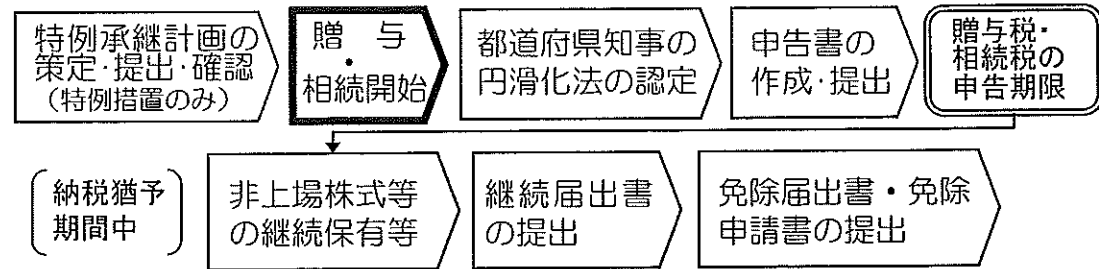


### <対象となる贈与・相続の時期（特例措置）>（続）



(注) 特例経営（贈与）承継期間は、後継者（受贈者又は相続人）ごとに判定しますので、他の後継者が既に事業承継税制の適用を受けていたとしても、特例経営（贈与）承継期間の判定には影響しません。

## 適用要件等④



### <非上場株式等の取得株数要件>【贈与の場合のみ】

贈与税の特例措置又は一般措置の適用を受ける場合は、後継者が次の1又は2の区分に応じた一定数以上の非上場株式等を取得する必要があります。

#### 1 後継者が1人の場合（特例措置・一般措置）

次の(1)又は(2)の区分に応じた株数

- (1)  $a \geq b \times 2/3 - c$  の場合・・・「 $b \times 2/3 - c$ 」以上の株数
- (2)  $a < b \times 2/3 - c$  の場合・・・「 $a$ 」の全ての株数

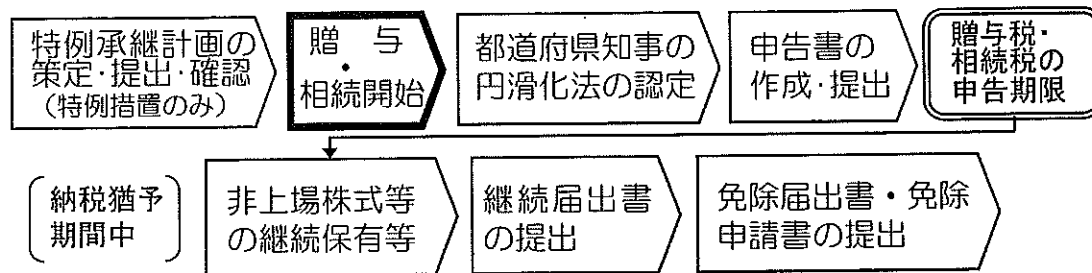
#### 2 後継者が2人又は3人の場合（特例措置）

次の全てを満たす株数

- (1)  $d \geq b \times 1/10$
- (2)  $d >$  贈与後における先代経営者等の有する会社の非上場株式等の数

a : 贈与の直前において先代経営者等が有していた会社の非上場株式等の数  
b : 贈与の直前の会社の発行済株式等の総数  
c : 後継者が贈与の直前において有していた会社の非上場株式等の数  
d : 贈与後における後継者の有する会社の非上場株式等の数

## 適用要件等⑤



### <非上場株式等の取得株数要件> (続)

#### 【具体例】贈与税の場合

甲社の株式を、父親(先代)が50株、長男が20株、次男が15株、長女が5株、その他が10株を所有

<ケース1> 長男に贈与する場合(受贈者1人)

《a(先代経営者の保有株式数):50株、b(発行済株式総数):100株、c(後継者の保有株式数):20株》

$$50株 \geq 100株 \times 2/3 - 20株 = 46.6株$$

⇒ 46.6株(47株)以上の贈与が要件

<ケース2> 長女に贈与する場合(受贈者1人)

《a(先代経営者の保有株式数):50株、b(発行済株式総数):100株、c(後継者の保有株式数):5株》

$$50株 < 100株 \times 2/3 - 5株 = 61.6株$$

⇒ 50株全ての贈与が要件

<ケース3> 長男・次男・長女それぞれに贈与する場合(受贈者3人)

贈与後における受贈者の有する株数が、次の①及び②のいずれも満たす株数の贈与であることが要件

①  $100株 \times 1/10 = 10株$ 以上

② 贈与後における贈与者の有する株数以上

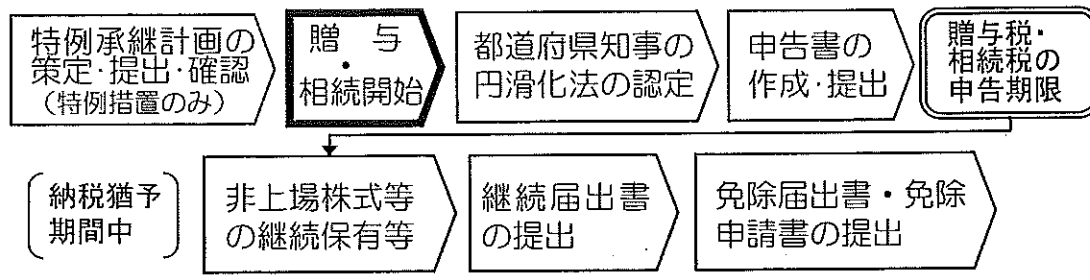
(例)各人に10株ずつ贈与した場合

	父親	長男	次男	長女
贈与前	50株	20株	15株	5株
贈与後	20株	30株	25株	15株

⇒ 贈与後における長女の株数(15株)が×の株数(20株)を下回るため適用要件を満たさない。

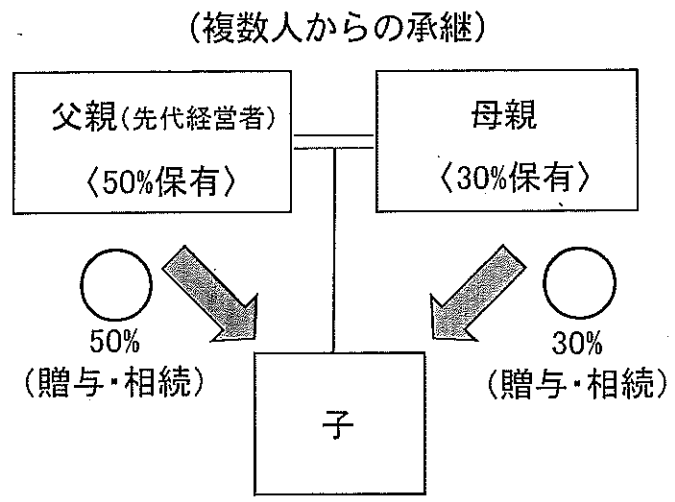
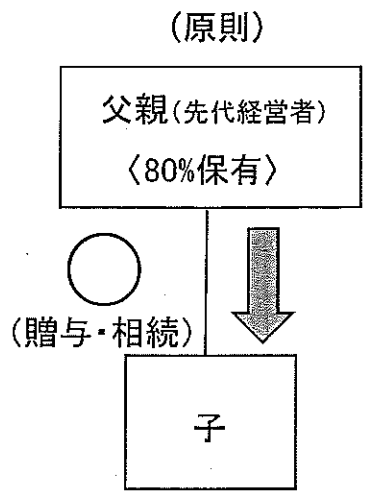
※ 長女だけでなく、長男及び次男も適用できないこととなる。

# 適用要件等⑥



## <承継パターン>

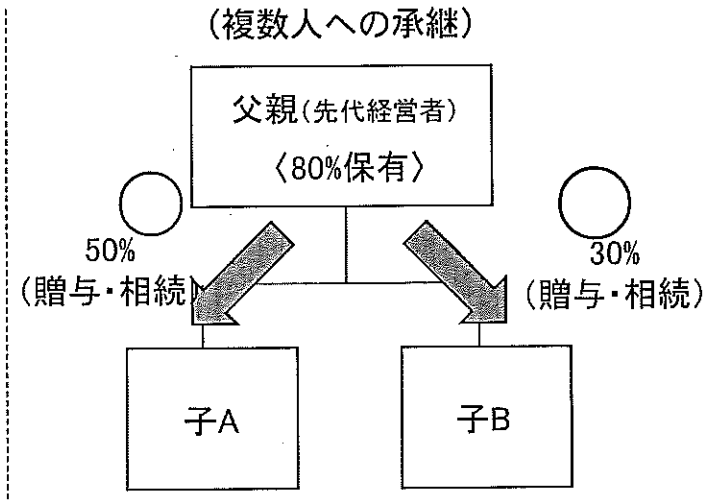
### 特例措置・一般措置共に可能



**複数人から後継者への承継も適用対象**

- ・ 贈与又は相続について時間差がある場合でも、後継者への贈与・相続があり納税猶予が始まってから5年以内に行った贈与・相続についても適用対象)
- ・ 贈与・相続の順序によっては適用できない場合有り (後記25ページ参照)

### 特例措置のみ可能



**複数人(最大3名)への承継も適用対象**

- ・ 最大3名の各人が、同族過半、同族内で3位以上、代表者であること。
- ・ 1人の先代経営者から複数の後継者に贈与する場合は同一年中に行う必要がある。(2年以上に渡り複数の後継者に贈与した場合、2年目以降の受贈者は適用不可)



## 適用要件等⑦

特例承継計画の  
策定・提出・確認  
(特例措置のみ)

贈与  
・  
相続開始

都道府県知事の  
円滑化法の認定

申告書の  
作成・提出

贈与税・  
相続税の  
申告期限

(納税猶予  
期間中)

非上場株式等  
の継続保有等

継続届出書  
の提出

免除届出書・免除  
申請書の提出

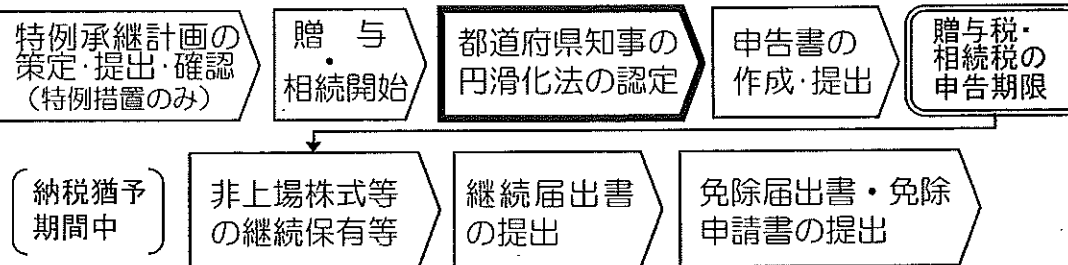
### ◆ 円滑化法の認定について

次に掲げる「後継者(受贈者・相続人)の要件」、「先代経営者等(贈与者・被相続人)」、「会社の要件」の要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の認定」を受けてください。  
なお、上記の認定を受けるためには、贈与の場合は贈与を受けた年の翌年1月15日までに、相続の場合は相続開始後8か月以内に認定申請を行う必要があります。

#### 1 後継者である受贈者・相続人の主な要件

	贈与の場合	相続の場合
(1)	贈与の時に於いて次の要件を満たすこと イ 会社の代表権を有していること ロ 20歳以上であること ハ 役員 <sup>1</sup> の就任から3年以上経過していること	次の要件を満たすこと イ 相続開始の日から5か月を経過する日において会社の代表権を有していること ロ 相続開始の直前において会社の役員であること (被相続人が60歳未満で死亡した場合を除く)
(2)	贈与又は相続開始の時に於いて、後継者及び後継者と特別の関係のある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有することとなること	
(3)	贈与又は相続開始の時に於いて、後継者の有する議決権数が、次のイ又はロに該当すること(特例措置) イ 後継者が1人の場合 後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること ロ 後継者が2人又は3人の場合 総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者(他の後継者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有することとなること	

## 適用要件等⑧



### 2 先代経営者等（贈与者・被相続人）の主な要件

〔 贈与・相続の直前において、既に特例措置の適用を受けている者がいる場合等には、  
 (1)、(2)の要件は不要になります。 〕

- (1) 会社の代表権を有していたこと
- (2) 贈与・相続の直前において、贈与者・被相続人及び贈与者・被相続人と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
- (3) 【贈与の場合のみ】 贈与時において、会社の代表権を有していないこと

【事例】 甲社の株式を、父親(過去に代表権有り)が80%、母親(役員経験なし)が20%保有。  
 父親及び母親は、長男に保有株式の全てを贈与。

(ケース1) 父親は平成31年4月1日に、母親は同年10月1日に、それぞれ保有株式の全てを長男に贈与

父親 ⇒ 上記(1)～(3)の要件を全て満たしている  
 母親 ⇒ 上記(3)の要件を満たしている

父親及び母親からの贈与のいずれも適用可能

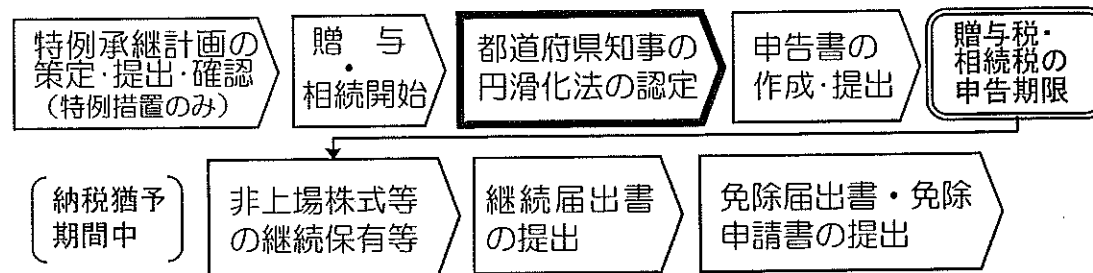
(ケース2) 母親は平成31年4月1日に、父親は同年10月1日に、それぞれ保有株式の全てを長男に贈与

母親 ⇒ 上記(1)及び(2)の要件を満たしていない  
 父親 ⇒ 上記(1)～(3)の要件の全てを満たしている (※)

母親からの贈与は適用不可  
 (父親からの贈与についてのみ適用可能)

※ 「ケース2」の場合、母親からの贈与については特例措置の適用を受けていないので、父親は上記(1)～(3)の要件の全てを満たす必要がある。

## 適用要件等⑨



### 3 会社の主な要件

「上場会社」、「中小企業者に該当しない会社」、「風俗営業会社」、「資産管理会社※<sup>1</sup>（事業実態があると認められる一定の要件※<sup>2</sup>を満たす会社を除きます。）」のいずれにも該当しないこと。

※<sup>1</sup> 「資産管理会社」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総額の70%以上の会社（資産保有型会社）やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の75%以上の会社（資産運用型会社）をいいます。

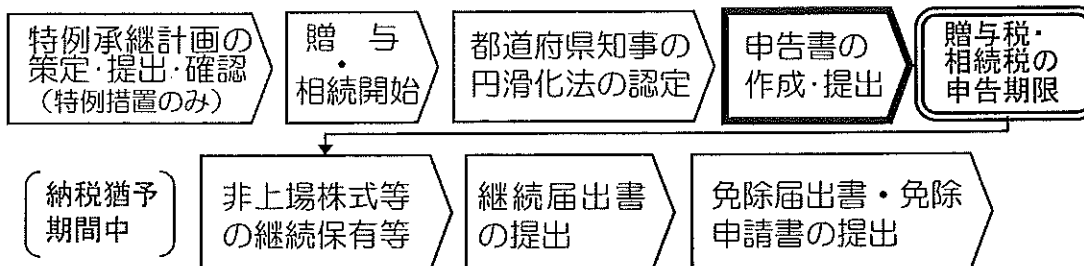
※<sup>2</sup> 「一定の要件」とは、①贈与・相続の日まで引き続き3年間商品販売等を行っていること、②贈与・相続時に受贈者・相続人の親族以外の従業員が5人以上いること、③贈与・相続時に事務所、店舗、工場等を所有又は賃借していること、の全てを満たすことが必要とあります。

### 4 担保提供※

納税が猶予される贈与税・相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

※ この制度の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与税額・相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

## 適用要件等⑩



### ◆ 申告書の作成・提出について

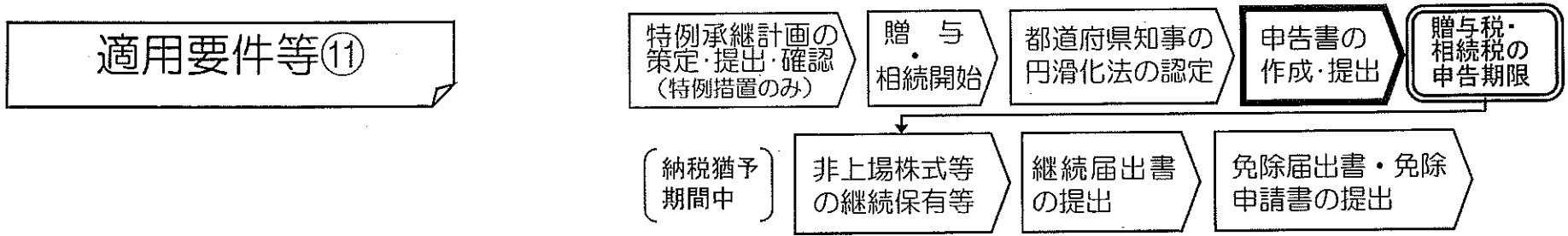
贈与税・相続税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載した贈与税・相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

#### <贈与税の申告期限>

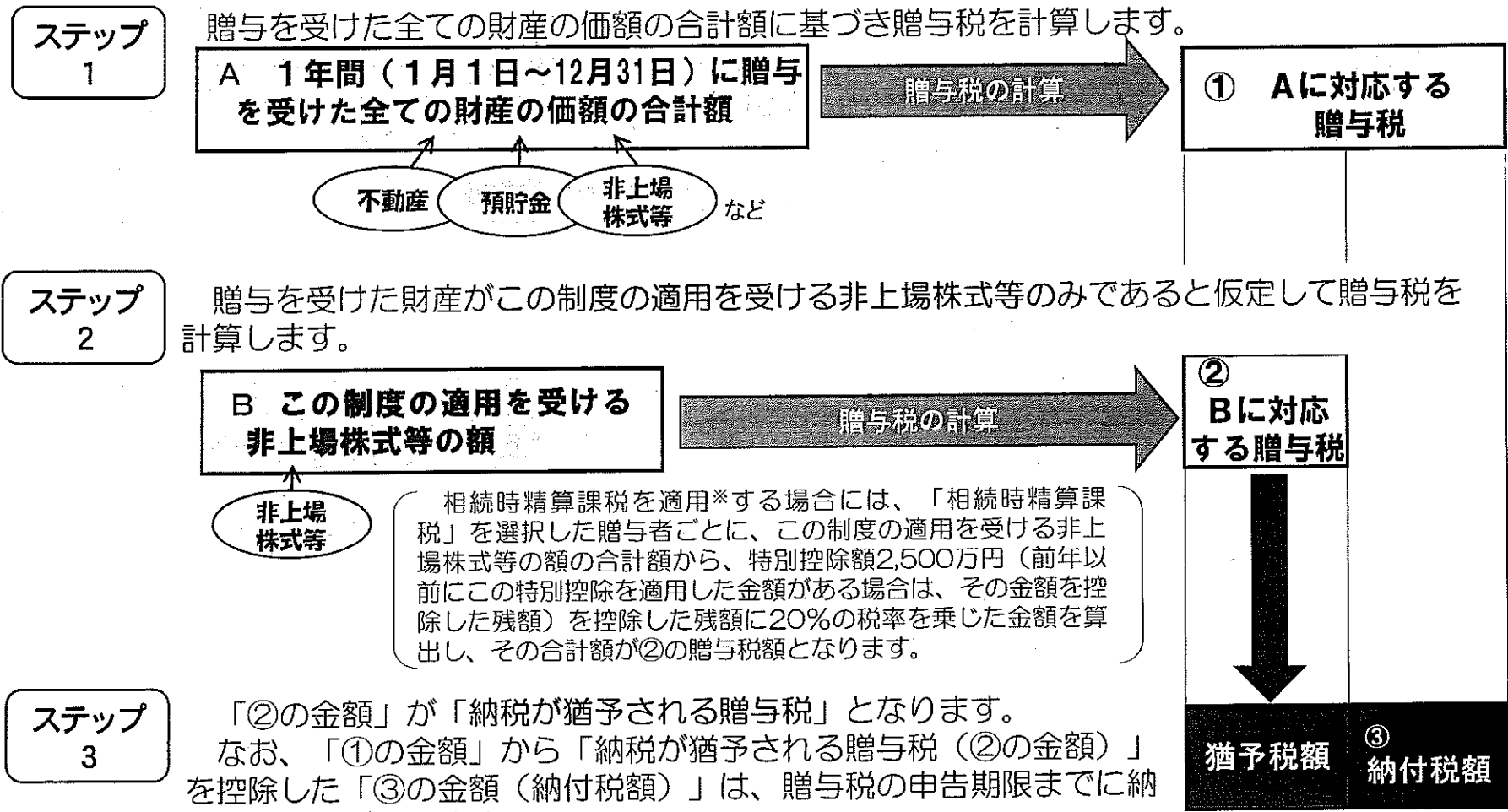
贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告書を提出する必要があります。

#### <相続税の申告期限>

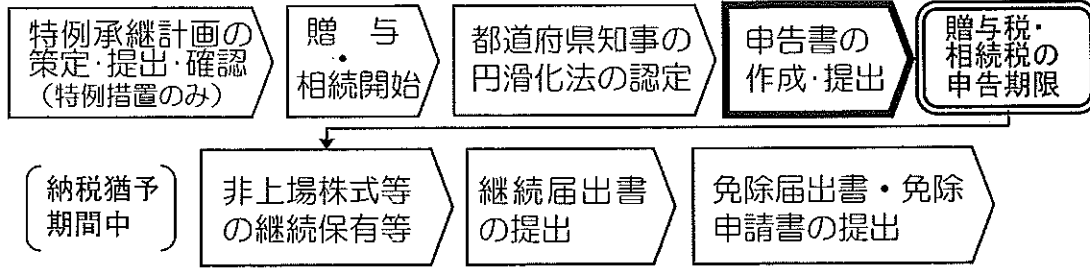
相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄の税務署に相続税の申告書を提出する必要があります。



＜納税が猶予される贈与税などの計算方法＞

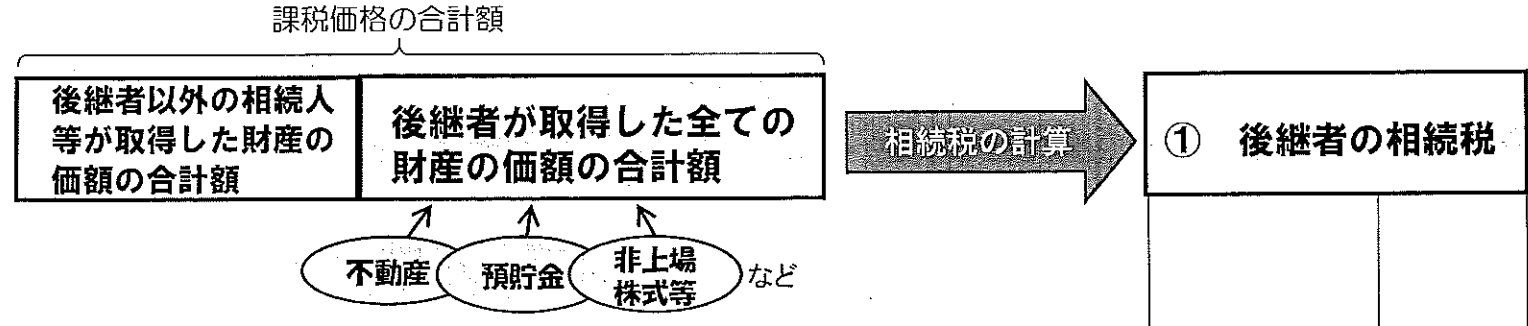


# 適用要件等⑫

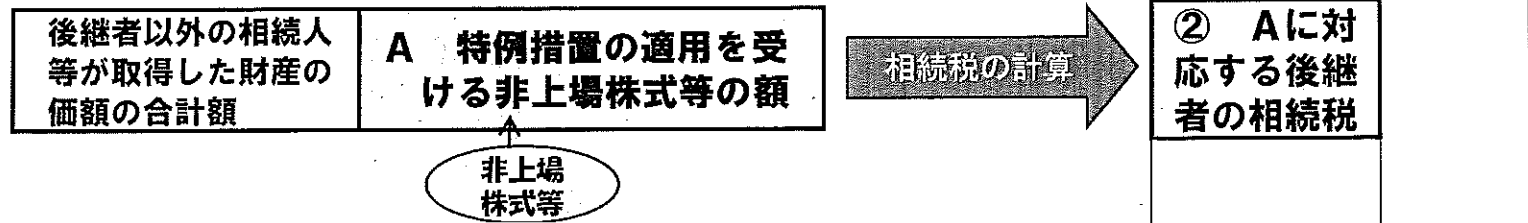


＜納税が猶予される相続税などの計算方法（特例措置の場合）＞

**ステップ 1** 課税価格の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、後継者の課税価格に対応する相続税を計算します。



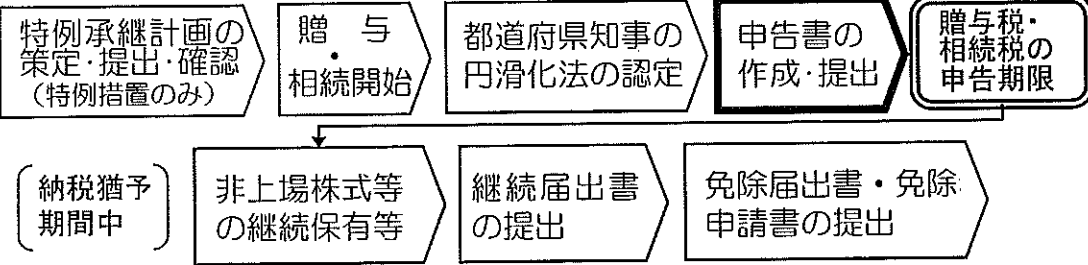
**ステップ 2** 後継者が取得した財産が特例措置の適用を受ける非上場株式等のみであると仮定した相続税の総額のうち、Aに対応する後継者の相続税を計算します（債務や葬式費用がある場合は、非上場株式等以外の財産から先に控除します。）。



**ステップ 3** 「②の金額」が「納税が猶予される相続税」となります。なお、「①の金額」から「納税が猶予される相続税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。



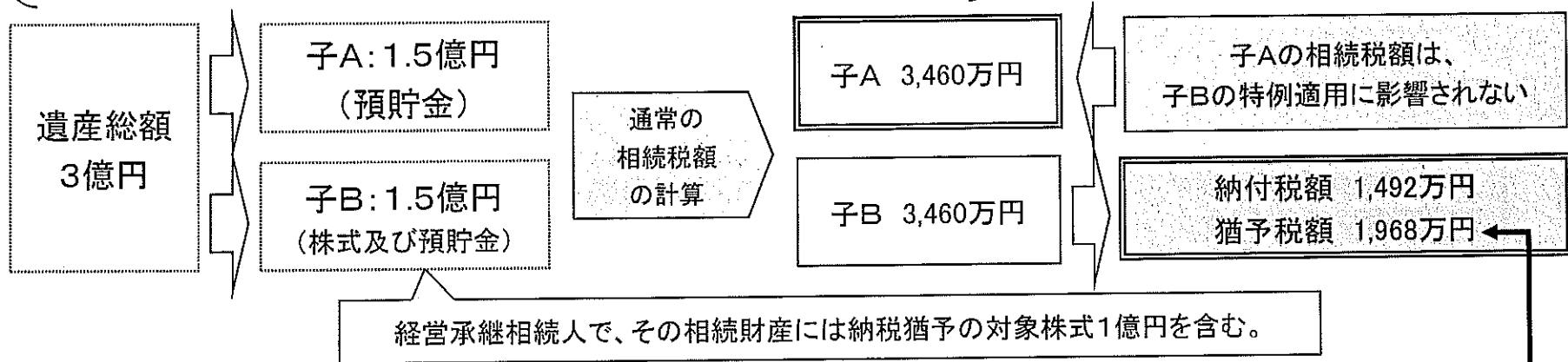
# 適用要件等⑬



## 特例措置に係る猶予税額の具体的計算例 (相続税の場合)

### 【計算の前提】

- ・遺産総額は3億円。
- ・子Aが預貯金1億5千万円を相続し、子B(経営承継相続人)が納税猶予の対象となる株式(1億円)及び預貯金5千万円を相続。



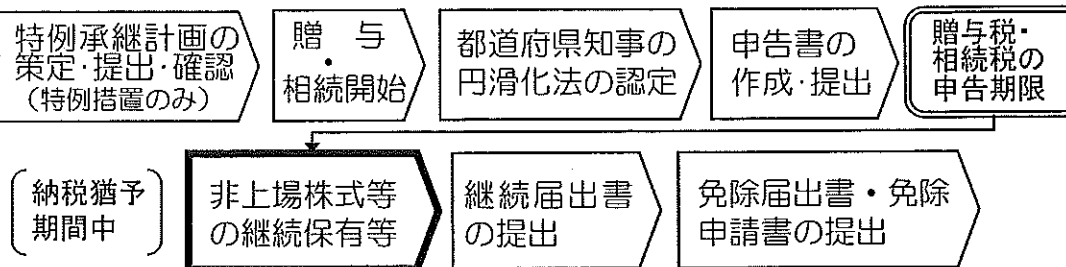
### 子Bの猶予税額の計算

〔子Bが対象株式(1億円)のみを相続するとした場合の子Bの相続税額〕  
<1,968万円>

※ 子A: 預貯金1.5億円相続、子B: 株式1億円相続として計算

= 1,968万円

## 納税猶予期間中の手続等①



### ◆ 非上場株式等の継続保有等について

申告後も引き続きこの制度の適用を受けた非上場株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、この制度の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合（確定事由）には、納税が猶予されている贈与税・相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります（「免除対象贈与」に該当する場合には、一定部分の納税猶予税額が免除されます。）。

#### （参考）利子税の計算方法

○ 猶予の期限が確定した贈与税・相続税を納付する場合に、これと併せて納付する利子税は、贈与税・相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で計算します。

なお、各年の特例基準割合が7.3%に満たない場合には、その年における利子税の割合は、次の計算式のとおり軽減されます（0.1%未満の端数は切捨て。具体的には、平成30年の利子税の割合は0.7%。）。

（計算式）

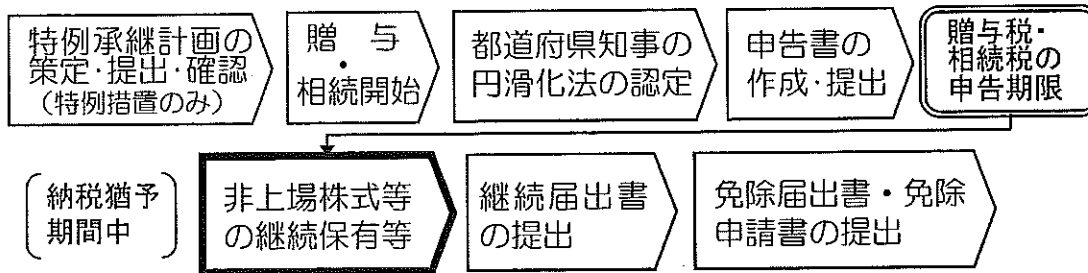
$$\text{利子税の割合} = 3.6\% \times \frac{\text{特例基準割合}^*}{7.3\%}$$

※ 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に1%の割合を加算した割合（平成30年は1.6%）をいいます。

○ また、（特例）経営（贈与）承継期間（原則として申告期限から5年）を経過した後に、納税猶予税額の全部又は一部を納付するときには、申告期限の翌日から5年を経過する日までの期間の利子税の割合については「年零パーセント」に軽減されます。



## 納税猶予期間中の手続等②



＜納税が猶予されている贈与税・相続税を納付する必要がある主な場合＞

- (1) 下表の「A」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税・相続税の全額と利子税を併せて納付します（この場合、この制度の適用は終了します。）。
  - (2) 下表の「B」に該当した場合には、納税が猶予されている贈与税・相続税のうち、譲渡等した部分に対応する贈与税・相続税と利子税を併せて納付します。
- (注) 譲渡等した部分に対応しない贈与税・相続税については、引き続き納税が猶予されます。

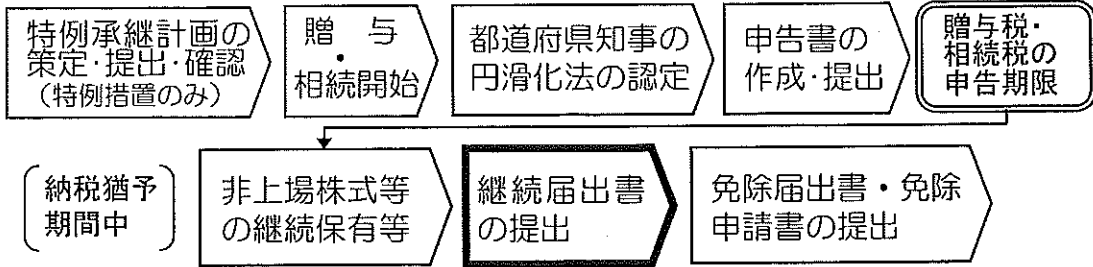
納税猶予税額を納付する必要がある主な場合	特例経営（贈与）承継期間内	特例経営（贈与）承継期間の経過後
この制度の適用を受けた非上場株式等についてその一部を譲渡等（「免除対象贈与」を除きます。）した場合	A	B
後継者が会社の代表権を有しなくなった場合	A（※1）	引き続き納税を猶予
会社が資産管理会社に該当した場合（事業実態があると認められる一定の要件を満たす会社を除きます。）	A	A
一定の基準日（※3）における雇用の平均が、「贈与・相続時の雇用の8割」を下回った場合	【特例措置】（※2） 引き続き納税を猶予	引き続き納税を猶予
	【一般措置】 A	

※1 一定のやむを得ない理由がある場合を除きます。

※2 円滑化省令では、下回った理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し、確認を受けることとされています。なお、その報告書及び確認書の写しは、継続届出書に添付することとされています。

※3 雇用の平均は、特例経営（贈与）承継期間の末日に判定します。

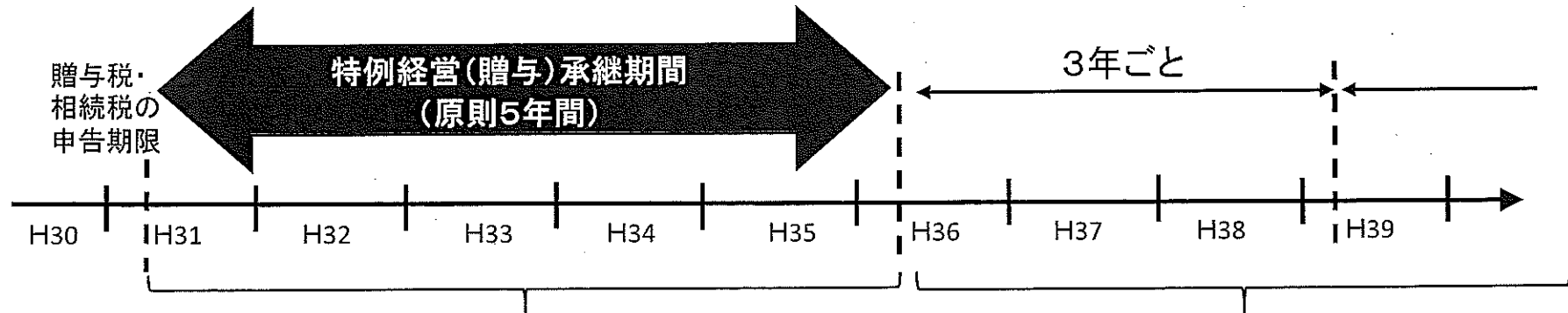
# 納税猶予期間中の手続等③



## ◆ 継続届出書の提出について

引き続きこの制度の適用を受けるためには「継続届出書」に一定の書類を添付して、特例経営（贈与）承継期間内は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

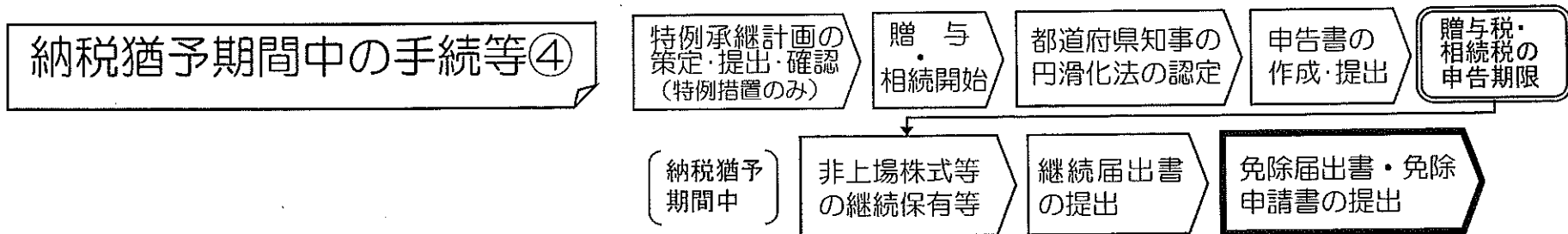
なお、「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。



毎年、都道府県に対し「年次報告書」と、税務署に対し「継続届出書」の提出が必要

特例経営（贈与）承継期間の経過後は3年ごとの提出

（税務署に対する継続届出書の提出期限は、申告期限から1年を経過する日を基準日として、毎年のその基準日から5か月を経過する日までに提出する必要があります）



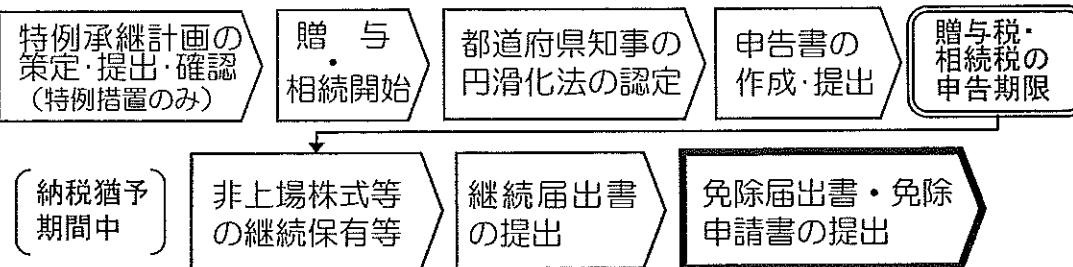
◆ 免除届出書・免除申請書の提出について

先代経営者等（贈与者）の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税・相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

<猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される主な場合>

- (1) 先代経営者等（贈与者）が死亡した場合【贈与の場合のみ】
- (2) 後継者（受贈者・相続人）が死亡した場合
- (3) 特例経営（贈与）承継期間内において、一定のやむを得ない理由により会社の代表権を有しなくなった日以後に「免除対象贈与」を行った場合
- (4) 特例経営（贈与）承継期間の経過後に「免除対象贈与」を行った場合
- (5) 特例経営（贈与）承継期間の経過後において会社について破産手続開始決定などがあった場合
- (6) 【特例措置のみ】特例経営（贈与）承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、会社について、譲渡・解散した場合

## 納税猶予期間中の手続等⑤



### <先代経営者等（贈与者）が死亡した場合の取扱い>

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受けた非上場株式等は、相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与の時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算します。

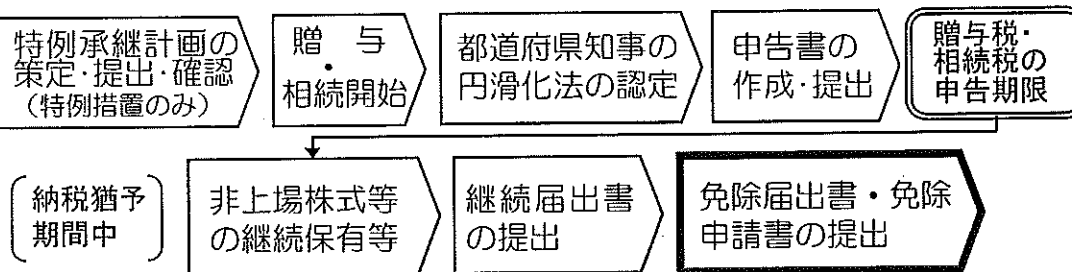
なお、その際、都道府県知事の「円滑化法の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた（非上場）株式等について「非上場株式等の（特例）贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けることができます。

### 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（事業承継税制）の適用を受ける場合

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社がこの制度の適用要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の確認」を受けてください。

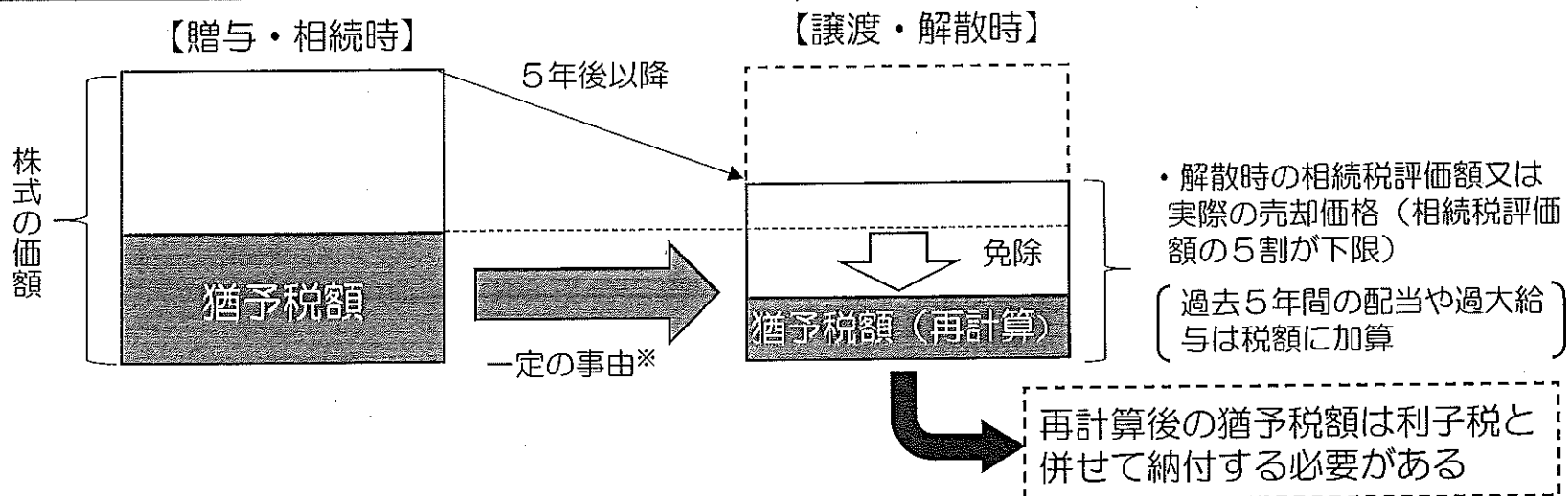
その後、相続税の申告期限までに、「非上場株式等の（特例）贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

## 納税猶予期間中の手続等⑥

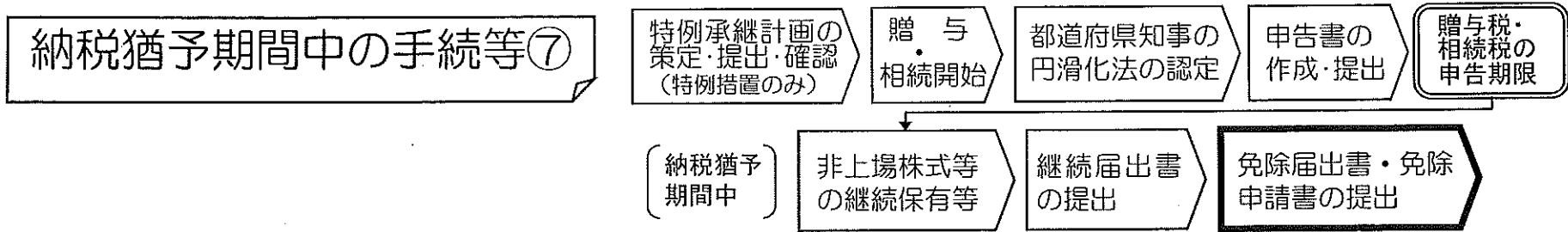


<事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合に、会社について譲渡・解散した場合の納税猶予税額の免除（特例措置）>

特例経営（贈与）承継期間の経過後に、「事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合」（次ページ参照）に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡、会社の合併・解散等をした場合は、その対価の額（譲渡等の時の相続税評価額の50％に相当する金額が下限になります。＊）を基に贈与税額・相続税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます（再計算した税額は納付）。



＊ 譲渡等の時の相続税評価額の2分の1未満で譲渡した場合については、譲渡等から2年後において事業が継続され譲渡等の時の雇用の半数以上が維持されている場合には、一定の申請等を行うことにより、実際の譲渡等の対価の額に基づき再計算した猶予税額との差額が追加で免除されます。



<事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合に、会社について譲渡・解散した場合の納税猶予税額の免除（特例措置）>（続）

「事業の継続が困難な一定の事由」とは

	一定の事由
①	過去3事業年度（又は4事業年度*）のうち2年以上の事業年度において赤字である場合
②	過去3事業年度（又は4事業年度*）のうち2年以上の事業年度において、平均総収入金額が前事業年度より減少している場合
③	直前事業年度（又はその前事業年度*）の終了の日において、有利子負債の金額 $\geq$ 平均総収入金額の6か月分となっている場合
④	類似業種の上場企業の1年間の平均株価が前年の平均株価を下回る場合
⑤	心身の故障等により後継者による事業の継続が困難な場合（譲渡・合併の場合のみ）

※ 「事業の継続が困難な一定の事由」が生じたことにより非上場株式等の譲渡、会社の合併・解散等をした日が直前事業年度終了後6月以内である場合